

保健医療や社会福祉の世界で働いている皆さんは、次のような事例に遭遇したり困ったりしたことはありませんか？

利用者が SNS でのトラブルに巻き込まれる（金銭や画像などの要求をされる）。

利用者が、アプリなどに課金させられている。

利用者や同僚との人間関係の中で、仕事を辞めなくなったり、あるいは気づかぬうちに犯罪に加担してしまっている。

利用者に対する 身体拘束ではないかと感じることもある。

職場で、利用者への虐待ではないかと疑われる事例があるが、通報すべきか。

このようなトラブルに巻き込まれたときの対処法、あるいは巻き込まれないようにするための 相談先があれば、権利侵害事例への予防措置を講ずることができるかもしれません

上記のようなことで、悩んでいたり、心配がある方は、一度私たちに相談をしてみませんか？

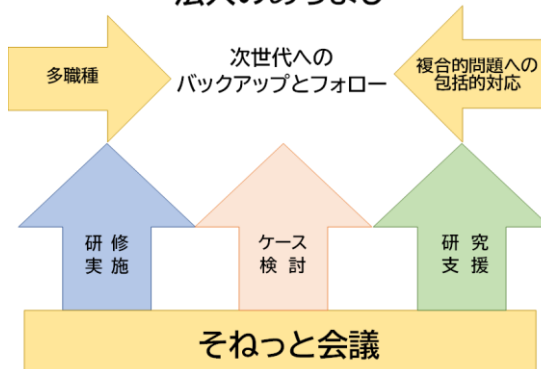


わたしたちは、すべての人が一人の人間として尊重され、年齢、性別、貧富、障害、人種、マイノリティーなどを理由として、差別や虐待、いじめなどにより、人が傷つくことなく、お互いを見守り、助け合い、誰一人として排除されることのない社会を目指します。

わたしたちは、この目的の実現のため、以下のことを実施します。

- 1) わたしたちは、多くの支援者が広く出会う機会をつくります。
- 2) わたしたちは、研修やケース検討および深い研究を通じて、支援者が成長できる環境をつくります。
- 3) わたしたちは、多職種によるバックアップやフォローアップによって、支援者を孤立させることなく、包括的な問題解決のための話し合いの場をつくります。

法人のあらまし



標語

For the **O**pportunity to meet
出会いの機会のために

For a **H**ealthy and cultural life
健康的で文化的な生活のために

For **S**ocial change
社会変革のために

わたしたちは「すべての人の権利擁護」を
文化として継承するために
連携し活動する

専門家集団(**NET**work)です。

特定非営利活動法人

**権利擁護サポートプラザ
そねっと**

〒460-0002
名古屋市中区丸の内3丁目13番1号
セプトン丸の内ビル2階 熊田法律事務所内
Email: sp.sonnette0505@gmail.com

《具体的に想定される研修プログラム》



この法人は、保健医療、社会福祉、就労支援、居住支援、家庭生活、子育て、そして職業生活などの分野における権利侵害の事例が、近年顕著に増加していることから、これらの諸問題に対し、権利の主体である者(患者、サービス利用者、労働者、消費者、居住者、子ども、高齢者、障害者、マイノリティー等)を支援する体制を整備し、総合的に対応することのできる人材の養成を目指しています。そして、上記の諸問題の予防、早期解決、救済に資するための活動を目標とし、主として、以下の事業を実施しています。

1. 権利擁護連続講座などの研修
2. 権利擁護に関する情報・文献の収集・整理・公開、出版物の刊行
3. 関係機関との連携
 - ①自治体、社会福祉協議会、NPOの権利擁護担当部門との連携
 - ②大学・大学院等高等教育機関(通信教育・社会人教育を含む)との連携
 - ③小学校・中学校・高等学校等教育機関(通信教育・夜間教育を含む)との連携
 - ④マスメディアや企業との連携
4. 権利擁護に関する調査研究の実施および研究者が実施する調査研究への協力・支援
5. 権利擁護支援に関する個別的な相談の受託
6. 権利擁護に関わる支援者の連携、情報共有、広報啓発

I 立ち上がり研修

権利擁護機関を立ち上げ、権利擁護活動を開始しようとする「自治体」「グループ」「地域」「職域」を対象とするプログラム。

2020年に「社会福祉法」等が改正され、複雑化し、複合化した生活問題に対して、包括的、重層的支援体制を構築するという政策課題と実践的課題が横たわっている。そのような課題の解決の糸口を見出す契機となる研修。

II ライフステージごとの権利擁護(当事者研修)

1. 子どものための権利擁護連続講座(子どもの権利条約、児童虐待、親権制限等)
2. 若者のための権利擁護連続講座(キャリア形成と労働法、ハラスメント・差別等)
3. 中高年期のための権利擁護連続講座(子育て、介護、離婚問題、解雇、DV等)
4. 高齢期のための権利擁護連続講座(財産管理、年金、介護、終末期、死後事務等)

III はじめての権利擁護から権利擁護のコーディネーターまで(支援者養成)

1. 権利擁護**入門講座**←地域住民・一般市民向を対象に～(ボランティアまたはパートタイマーの立場で、権利擁護活動のサポーターとしての活動をしていただくため)
2. 権利擁護**基礎講座**←社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、リハビリテーション関係職等など専門職が権利擁護活動を本格的に始めようとする方を対象に～(後見センター・虐待相談センター・権利擁護センターなどの初任者研修として)
3. 権利擁護**中級講座**←権利擁護活動に数年の経験を有する方や地域の権利擁護機関における専門相談員を対象に～(差別、虐待、苦情、後見、日常生活自立支援などの専門相談員などの中堅研修として)
4. 権利擁護**コーディネータ講座**←何らかの権利擁護活動 5～10年の経験を有する方を対象に～(あらゆる権利擁護問題を理解し、制度の適用可能性について判断することのできる、権利擁護機関のスーパーバイザー、管理職を養成するための上級研修として)

